

「店頭外国為替証拠金取引インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成28年2月8日)

現 行				変 更 後			
(前 文) (省 略) (枠 内) I～VI (省 略)				(前 文) (現行どおり) (枠 内) I～VI (現行どおり)			
カバー先の 商号	業務内容	監督当局	対象サービス	カバー先 の商号	業務内容	監督当局	対象サービス
<u>ジー・ケ ー・ゴー・ フィナンシ ヤル・サー ビス</u>	<u>証券業</u>	<u>シンガポール 通貨庁</u>	<u>シストレ24 トライオート FX FX24</u>	(削 除)			
(本 文) 1. (省 略) 2. (省 略) (1)～(4) (省 略) (新 設)				(本 文) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (1)～(4) (現行どおり) (5)約定ルールの変更について <u>トライオートFXおよびFX24は、一定の条件下でカ バー方式を変更いたします。そのため、お客様の 注文の約定ルールも変更となります。詳しくは別 紙をご確認ください。</u>			
<u>(5)～(7)</u> 3.～7 (省 略)				<u>(6)～(8)</u> 3.～7 (現行どおり)			
別紙 1. (省 略) 2. 取引通貨の種類、最小変動幅、レバレッジおよび最 小売買単位				別紙 1. (現行どおり) 2. 取引通貨の種類、最小変動幅、レバレッジおよ び最小売買単位			
		シスト レ24	トライオ ートFX			シスト レ24	トライ オート FX
取引通貨の種 類、最小変動 幅	省 略			取引通貨の種 類、最小変動 幅	現行どおり		
レバレッジ	省 略			レバレッジ	現行どおり		
最小売買単位	省 略	<u>手 動 売 買:10,000 通貨 オートパ イロット</u>	省 略	最小売買単位	現 行 ど お り	1,000 通貨(南 アラン ド/円は	現行どお り

現 行				変 更 後			
		注 文：1,000 通貨(南ア ランド/円 は 10,000 通貨)				10,000 通貨)	
最小変動幅あ たりの差損益 金	省 略			最小変動幅あ たりの差損益 金	現行どおり		
3～8. (省 略) (新 設)				3～8. (現行どおり)			
9 約定ルール (トライオートFX・FX24のみ)				9 約定ルール (トライオートFX・FX24のみ)			
<p>(1) 通常、当社はお客様からの注文を受注し、当社価格に基づき約定価格を決定させた後、カバー先でカバー取引を行い、当社の保有ポジションを減少、もしくは全ての保有ポジションを解消します(以下「後カバー方式」という)。ただし、下記の場合は、お客様からの注文の受注後、一定時間ごと、または当社の保有上限数量を超えた場合に売り注文と買い注文の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注し、その後お客様の約定価格を一定のルールに従い決定いたします(以下、「先カバー方式」という)。詳細は(2)をご参照ください。</p>				<p>(1) 通常、当社はお客様からの注文を受注し、当社価格に基づき約定価格を決定させた後、カバー先でカバー取引を行い、当社の保有ポジションを減少、もしくは全ての保有ポジションを解消します(以下「後カバー方式」という)。ただし、下記の場合は、お客様からの注文の受注後、一定時間ごと、または当社の保有上限数量を超えた場合に売り注文と買い注文の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注し、その後お客様の約定価格を一定のルールに従い決定いたします(以下、「先カバー方式」という)。詳細は(2)をご参照ください。</p>			
	時間帯	先カバー方式を採用する注文の種類	お知らせ方法				
	相場の急激な乱高下時	全ての注文 (指値、ストリーミン注文を除く)	遅滞なく開示				
	主要経済指標発表予定時刻 10秒前～発表 10秒後	全ての注文 (指値、ストリーミン注文を除く)	当社HPにて事前にお知らせ				
<p>※お客様の注文時の時間帯が先カバー方式の場合でも、実際の約定処理の執行時に先カバー方式から後カバー方式に変更されていた場合は、後カバー方式の手法により約定価格が決まります。</p>				<p>※お客様の注文時の時間帯が先カバー方式の場合でも、実際の約定処理の執行時に先カバー方式から後カバー方式に変更されていた場合は、後カバー方式の手法により約定価格が決まります。</p>			

現 行	変 更 後
	<p>※相場の急激な乱高下時は、お客様に事前に通知することなくカバー方式を先カバー方式に変更する場合があります。</p> <p>(2)当社が先カバー方式を採用した場合、当社は、お客様からの注文の受注後、一定時間ごと、または当社の保有上限数量を超えた場合に売り注文と買い注文の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注します。先カバー方式におけるお客様の約定価格は、カバー先で約定した価格に 0.2pips～最大 5.0pips(以下、マークアップ)を上乗せした価格となります。なお、先カバー方式の採用時に、当社がお客様から一定時間内に売り注文と買い注文の双方を受注した場合のお客様の約定価格は以下のとおりです。</p> <p>①売り注文と買い注文が同数量の場合</p> <p>当社はカバー先金融機関にカバー注文を発注しません。約定価格は当社がカバー先金融機関から受信する価格の仲値±マークアップです。</p> <p>(例)当社価格が 122.150-160、マークアップが 1.0pips の場合</p> <p>売り注文の約定価格 122.145 (122.155-0.01)</p> <p>買い注文の約定価格 122.165 (122.155+0.01)</p> <p>②売り注文と買い注文の数量が異なる場合</p> <p>当社は、売り注文と買い注文の数量の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注します。お客様の約定価格はカバー価格±マークアップとなります。</p> <p>(例)一定時間内に 10 万通貨の売り注文と 5 万通貨の買い注文を受注し、カバー価格 122.150、マークアップ 1.0pips の場合</p> <p>お客様の売り注文の約定価格 122.140</p> <p>お客様の買い注文の約定価格 122.160</p> <p>(例 2)一定時間内に 45 万通貨の売り注文と 60 万通貨の買い注文を受注し、買いカバー価格 122.355、マークアップ 0.5pips の場合</p> <p>お客様の売り注文の約定価格 122.350</p> <p>お客様の買い注文の約定価格 122.360</p> <p>(3)先カバー方式による約定は、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合があります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大し、証拠金預託額を上回る損失が発生することがあります。</p>

現 行	変 更 後
<p>9. ～10. (省 略)</p> <p>11. トライオートFXに関する重要事項 (1)～(3) (省 略) (4) <u>建玉数量の一部(5万通貨の建玉のうち1万通貨など)を決済することはできません。</u></p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>取引画面のHOME画面に表示されている損益およびステータスの連勝・連敗、オートパイロットカードの損益にはスワップポイントは加味されておりません。</u></p> <p>(7) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u></p>	<p>(4) <u>マークアップ幅はマーケット状況により変動します。また、当社は個人、法人を問わず、店頭外国為替証拠金取引契約約款 第27条第4項にしたがって、個別のお客様の約定方法を後カバー方式から先カバー方式に変更する場合があります。</u></p> <p>10. ～11. (現行どおり)</p> <p>12. トライオートFXに関する重要事項 (1)～(3) (現行どおり) (4) <u>オートパイロット注文は、建玉数量の一部(5万通貨の建玉のうち1万通貨など)を決済することはできません。</u></p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (削 除)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>平成 28 年 2 月 8 日</u></p>